2025年11月22日

雌阿寒岳火山防災協議会会長（事務局）
釧路市長　鶴間 秀典　様
雌阿寒岳火山防災協議会委員
構成機関各位

北海道自然保護連合　共同代表　安藤御史　菊地宏治　西畑智光
構成団体
十勝自然保護協会　共同代表　安藤御史　佐藤与志松
大雪と石狩の自然を守る会　代表　寺島一男
ユウパリコザクラの会　代表　藤井純一
南北海道自然保護協会　理事長　藤島　斉
一般社団法人北海道自然保護協会　会長　在田一則

道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の整備計画及び雌阿寒岳噴火時の避難体制に関する質問および要望

私たち北海道自然保護連合（十勝自然保護協会・大雪と石狩の自然を守る会・ユウパリコザクラの会・南北海道自然保護協会・一般社団法人北海道自然保護協会）は、現在、北海道が雌阿寒岳噴火時の避難道路として計画している道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線について、計画路線が現道から大きく離れており、さらに約4㎞にわたって国立公園内を含む国有林森林を新規開削することから、その必要性がないと考えています。

理由は明白です。人や車両の避難が目的であるならば、噴火警戒レベル3になった時点でオンネトー湖畔からは人がいなくなる（噴火警戒レベル3-1でオンネトー観光自粛、同3-2でオンネトー観光中止）と考えられるからです。さらなる安全を期して前兆感知による噴火警戒レベル2で山頂部の登山規制に加えて湖畔への立ち入りを禁止すれば、早い時点で人も車両もいなくなると思われます。現道を改良しての利用で十分であり、下記に述べる特異な森林を新規開削する必要性は全くありません。

カーブや起伏を最小限にした二車線の舗装道路を整備する本計画は、噴火時に迅速に避難することを目的としていますが、噴火が発生してからでは火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流・土石流、噴石・降灰による被害を避けることはできません。噴火による被害を回避・軽減するためには噴火の兆候が現れた早い時点での人・車両の立ち入り禁止が原則です。つまり、噴火が発生してから避難するという発想自体が誤りです。

気象庁も「火山噴火から身を守るための情報」（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/funka/funka.pdf）で、噴火警報が対象としている主な火山現象として大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流の三つを挙げ、「噴火警報では、主にこれらの現象に対する『警戒が必要な範囲』を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。」としています。

『雌阿寒岳火山防災計画』（令和7年8月：第3章２ページ）では「噴火発生の危険が察知されたならば、登山禁止及び山麓への警告などの措置をとることが望ましい。なお、既述のようにさらに大規模な噴火も予想されるが、一般に長い休止期のあと活動を再開する場合、上述のような水蒸気爆発がまず起こり、これに続いて噴火が大規模なものに推移すると考えられる。」との説明があり、前兆なく大規模噴火が発生することはほとんどないようです。したがって、噴火警戒レベル2で火口周辺規制に加えて

オンネトー湖畔立ち入り禁止とするのが最も有効な防災対策と考えます。

また、当該事業計画が、わが国の傑出した風景と生物多様性等を保全する重要な拠点である阿寒摩周国立公園の自然環境に大きな影響を与える恐れがあることからも、私たちは強く反対しています。

開削を受ける当該地は、阿寒富士からの玄武岩質溶岩流による凹凸の激しい地形のとくに凹地では多数の風穴が見られ、夏季でも地温が 0℃に近い場所も多く、地下に凍土の存在が推定されます。この低温湿潤環境のもと、アカエゾマツ林が発達し、林床には多種の蘚苔類が広がり、とくに阿寒摩周国立公園の指定植物であるミズゴケ属（ホソバミズゴケ、ゴレツミズゴケなど）が風穴の周辺によく見られ、ダチョウゴケなど高山性ないし亜高山性の蘚苔類も多数見られます。また、低標高でありながら、コケモモ、イソツツジなど高山植物が繁茂しており、低温湿潤環境に依拠している植物が多いなど特異な地域となっています。

以上の風穴地帯の特異な生態系については、十勝自然保護協会が2024年度に当該地で実施した自然環境調査の結果をまとめた『阿寒富士西麓の森林と風穴の自然　調査報告2025』（2025年3月発行）に詳述されています。同封いたしましたのでご参考にしていただきたく存じます。

私たち北海道自然保護連合は、環境大臣他宛に2024年11月24日付で「阿寒摩周国立公園内道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の事業変更に関する要望」を提出しています。また、北海道に対し同年12月22日付で「道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の整備計画に関する要望」を提出しています。

環境省宛要望書においては以下の点を強調しました。

1　現在、北海道が進めている道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の整備計画は、2015年環境省中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会（第31回）が有効幅員等の変更を承認した「町道雌阿寒オンネトー線」（2016年道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の一部に昇格）とは、路線位置および線形・規模が多くの部分で異なる新規路線です。承認済み路線の経緯にとらわれず新規路線としての協議を要望します。

2　現在、北海道が進めている道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の計画は、周辺の貴重な地形や植生を破壊し、第2種特別地域の存在価値が失われます。まれに見る当該地域の優れた自然環境を保全するよう強く要望いたします。

3　2014年に御嶽山噴火で文部省科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山部会が全国9箇所の重点的な観測・研究を行う火山に、雌阿寒岳を指定したことを含め、また最近の充実した火山観測体制を踏まえて、噴火警戒レベル2で湖畔の立入禁止にするなど、当該地域における避難体制の再検討とあわせて当該道路計画の見直しをする協議を進めるよう要望します。

また、北海道知事宛要望書においては以下の点を強調しました。

1　雌阿寒岳が2014年に重点的な観測・研究を行う火山に指定されたことによる充実した火山観測体制を踏まえて、噴火警戒レベル2で立ち入り禁止にするなど、当該地域における避難体制を再検討し、あわせて当該道路計画を見直すべきです。

2　現在、北海道が進めている道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の整備計画における阿寒摩周国立公園第2種特別地域内の計画路線は、2015年環境省中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会（第31回）が有効幅員等の変更を承認した「町道雌阿寒オンネトー線」とは異なる新規路線です。

3　現在、北海道が進めている道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の整備計画は、地形や植生に特徴がある「風穴地帯の特異な自然生態系」を破壊し、阿寒摩周国立公園第2種特別地域の存在価値を失わせます。この計画はまた、Sp1200からSp4200までの国立公園に隣接する国有林等においても、上記と同様の特異な自然生態系を破壊します。

以上を踏まえ、以下の点について質問をいたします。ご説明をお願いいたします。

1　2015（平成 27）年５月に、「雌阿寒岳火山防災計画（平成 27 年度版）」の策定にあたり、計画の中で当該路線が噴火時の避難路として位置づけられた、とのことですが、その際にどのような議論などがなされたのかご説明ください。関係する議事録（議事概要）があればご提示ください。

2　現道から大きく離れている北海道の現計画路線について、雌阿寒岳火山防災協議会では議論されているのでしょうか。構成機関に共有されているのでしょうか。

3　北海道の現計画路線は、上述のように国立公園第２種地域を含む森林（ほとんど国有林）を約４㎞にわたって開削するものです。切土と盛土が連続し、法面も含めて幅が30m～50mに及ぶ大開削です。雌阿寒岳火山防災協議会では、生物多様性・生態系・景観への影響などの認識はあるのでしょうか。

4　本年９月 12 日以降の噴火について、警戒レベル２への引き上げにあたって気象庁は現地で目視確認のうえ、警戒レベル２に引き上げたとのことですが、観測機器だけでなく現認をすることが原則なのでしょうか。

5　当連合の構成団体のメンバーが９月15日に雌阿寒温泉登山口で登山者から聞き取った情報によれば、警戒レベル２へ引き上げるまでの間、頂上まで行く登山者が少なからずいましたが、その人たちに引き上げが周知はされていませんでした。周知方法はどのようにあるべきと考えますか。

6　気象庁が警戒レベル２へ引き上げた後の各方面への伝達周知の状況についてご説明ください。

以下の点について要望いたします。とくに足寄町側（オンネトー側）と釧路市側（阿寒湖畔側）とでは状況が全く異なることを考慮に入れて、ご回答をお願いいたします。

1　各種観測機器のさらなる充実を求めます。

2　足寄町側（オンネトー側）においては、警戒レベル２の早い段階で、車両の域内への進入禁止、域内からの離脱勧告を行うべきと考えます。

3　警戒レベル２への引き上げ時に、今回足寄町側は7合目までとしましたが、全山入山規制をするべきと考えます。

4　電光掲示板が国道241号から道道949号（オンネトー線）への分岐に1基ありますが、道道664号（モアショロ原野螺湾足寄停車場線）にはありません。ただちに設置すべきと考えます。

5　警戒レベル2に引き上げられてから、雌阿寒岳登山口での入山規制掲示が人力によるため大変時間を要しています。速やかに登山者に周知する方法を確立していただきたい。また、外国人登山者が多数いますが、外国人に対する入山規制の内容などの周知や入山規制実施時の速やかな伝達方法などを確立していただきたい。

以上の質問と要望について、事務局におかれましては、ご多忙とは存じますが、12月25日までに書面でご回答いただければ幸いです。